

## 第六十三回 参議院社会労働委員会会議録第十号

昭和四十五年四月七日(火曜日)  
午後一時十五分開会

## 委員の異動

四月六日  
辞任

渡辺一太郎君  
和田鶴一君

補欠選任

山下春江君  
塩見俊二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

佐野芳雄君

上原正吉君

鹿島俊雄君

吉田忠三郎君

渋谷邦彦君

高田浩運君

山崎五郎君

山下春江君

山本杉君

横山フク君

占部秀男君

中村英男君

藤原道子君

柏原ヤス君

中沢伊登子君

衆議院議員

社会労働委員長  
代理理事

国務大臣

厚生大臣

政府委員

厚生省公衆衛生局長

村中俊明君

佐々木義武君

厚生省環境衛生局長  
金光克己君

事務局側

大蔵省主計局主

中原武夫君

厚生省公衆衛生監査課長

相原三郎君

寒川涉君

説明員

計官

厚生省公衆衛生監査課長

塩見俊二君

本日の会議に付した案件

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(衆議院提出)

○検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(佐野芳雄君)ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨六日、和田鶴一君及び渡辺一太郎君が委員を辞任され、その補欠として塩見俊二君及び山下春江君が選任されました。

○委員長(佐野芳雄君)建築物における衛生的環境の確保に関する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次発言を願います。

昨六日、和田鶴一君及び渡辺一太郎君が委員を辞任され、その補欠として塩見俊二君及び山下春江君が選任されました。

○衆議院議員(佐々木義武君) 私は、本法案につきまして、二、三の点について御質問をいたしたいと思います。

○衆議院議員(佐々木義武君) 今までお伺いいたしました。

○衆議院議員(佐々木義武君) ただいま考えてお

りますのは、大体八千平米くらいのもので千人以上収容し、一人当たり大体八平米くらいのものを予定しております。

それから、対象施設は四千戸から五千戸ぐらい

のものを考えております。

○衆議院議員(佐々木義武君) ただいま考えてお

りますのは、大体八千平米くらいのもので千人以

てますお伺いいたしたい。

○衆議院議員(佐々木義武君) ただいま考えてお

りますのは、大体八千平米くらいのもので千人以

はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(金光克己君) 資格はこの七条で規定されております。それで、建築物環境衛生管理技術者の免状は、次の二つの過程を経ることになります。一つには、厚生省令で定めました学

んであります、一、二点ちょっと伺ってみたいのです。  
その第一は、いろいろ説明を伺つておりますと、今回の対象になつております建物は八千平米以上が大体中心になるようございます。そうしてここに書いてあるとおりの問題処理に当たると

とか、あるいは伝染病疾患の発生——空気調整等のすからら当然生理的障害もある。したがつていまの冷暖房も入ると、このように理解してよろしくございませぬ。

○**波谷邦彦君** それから、むしろ高層建築物については、ほんとが大企業の手によって管理運営というものがなされていると、こう判断されますので、そこらあたりは十分配慮されていいんではなかろうか。会社なら会社自体がそういう衛生思想の普及、また環境的にもよくしていこうという努力は払われていると思います。したがって、被

識及び技能を有すると認められる者で、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者と、これが一つの資格要件でございます。それからもう一つは、建築物環境

の中に見られるいろんな現象がございます。とりわけビル病、その他、いわゆる衛生的に行き届かないためにゴキブリの発生であるとか、そういうようないろいろな被害状況がマスコミを通じて伝えられている場合がござります。とりわけこれから

○渋谷邦彦君 そこで、そうしたことが今までしばしば問題にされておりながら、これという対策がございませんでした。たまたま今回こういふ法律案が出たために、今後適切な処置がとられるであらうと思われますけれども、いままではどういう処置を当局としては行政的に指導なさってございませんでした。

○藤原道子君 厚生省令で定める云々とあるが、大体どの程度のものを予定されておるのか。

した被害にあつてゐる状況、その実態についてお知

は健康に障害を与えるであろうということは予想されておりまして、いままではいろいろと研究の

ものにつきましては、その実務経験は二年以上と、学歴といたしましては、大体短大の自然科学を修了した者という程度に考えております。それから国家試験、試験を受ける者でございますが、その受験資格といたしましては、二年以上の実務経験を持つ者と、二つに二つ、二つとも

立公務衛生院で調査したのでございまして、が東京都の銀行の会員員三百一へ、鶴見、二、三、

（滋賀県産業振興会）虫の発生その他の悪臭、飲料水に基因する伝染病、これからも当然考えられる問題でしょうし、また予防的な措置とし

○藤原道子君 私は、本法はたいへんけつこうだ

ものが女性の五〇%に及んだという結果が出てお

した被害が非常に顕著であつたのか、あるいは若手の二二の二等兵一二三九、一二四〇、一二四一

○渋谷邦彦君 議題となつておりますこの案件について、異論のない内容だと思います。ただ、むしろおそきに失したという感がぬぐい切れないので、渋谷君にはお手元に持たれておりましたけれども、十分心していただきたいということと同時に、この建物以外の周辺の環境衛生管理、これが非常に大事だと思いますので、ぜひともこれも遅滞なく行なつて、よき環境のもとで住民が暮らせるよう、危険等の起らぬないように格段の配慮を強く要望いたしまして、質問を終わります。

卷之三

○政府委員(金光克己君) 従来も、もちろん一部におきまして問題として指摘はされておりまして、そういう問題とは取り組んでおったわけですがございますが、だんだんと、御承知のように、非常に大きな建物があえてまいっておるような状況でございますので、現状はもちろんのこと、将来にも備えての対策としてこの法案が提案された

○政府委員(金光克己君) 従来も、もちろん一部

なかビルの所有者の立場からしてみれば、お金の問題や人の問題でなかなかそこまで手が回らないと、その勧告になかなか従えないというような場合には、行政指導としてどうされるおつもりなのか。この辺も弾力的にいろいろな点が考えられるだろうと思いますけれども、その辺のお考え方を伺って私の質問を終わらせてもらいたいと思いま



法、これが発動いたしまして国内の伝染病対策を進めていく。ただ、検疫法の中で扱っております疾病以外では、たとえば赤痢とかあるいはジフテリアとか、こういう疾病が検疫の段階で発見されたものには応急の措置として、第一段階の手当ては検疫官がいたす。引き続きこれの措置をバトンタッチをして国内の予防法に移して国内の都道府県、言いかえますと市町村、こういうところが連絡を受けて措置をする、こういう形を取つております。この点の連携につきましては從来もいろいろ配慮しておりますが、うまくいっている、こう考えております。

○藤原道子君 そこで、伝染病予防法でございますが、これは戦前の古い法律だと私は思つております。ということになると、近代的な防疫対策に沿わない点があるのじやないか。これに対して法の改正については考えておいでになるかどうか、それだけ先に伺います。

○政府委員(村中俊明君) 御指摘のとおり、現在の伝染病予防法は相当古い親法をもとにいたしまして、戦後何回か改定をいたしまして現在に至つたわけでございます。ただ、法体系について、御指摘のように新しい医学を取り入れる、あるいは社会情勢の変化といったようなものとともになかなか見合った状態になつていないと、いう点から、昭和四十三年の五月でございますが、大臣が諸問題調査会に、今後のわが国の伝染病予防法調査会に、今後わが国伝染病対策についてという詰問をいたしまして、現在の伝染病予防法の検討をこの調査会へお願いして進めておる段階でござります。この中で、御指摘のいろいろな問題が取り上げられて現在論議が行なわれておるわけでございます。

○藤原道子君 四十三年に詰問されてまだ結論出ないのですが、いつころ結論が出る予定ですか。

○政府委員(村中俊明君) この伝染病予防法の改正につきましては、従来もしばしば事務的な検討をやつた時期がございますが、御承知のとおり、非常に膨大な内容を持っておりまして、しかも、

医学のほとんど大部分を網羅して疾病的予防から治療、さらには消毒といつたいろいろな多岐にわたる学問的な技術を取り入れて体制を整えるというのが法律になりますので、これは御指摘の二つの疾病については、今後とも国際的な監視のもとに置く必要がある。こういうコメントはどういう状況でございますが、本年六月ごろにはいまでの検討いたしました大綱が中間報告的な形でまとめられるのじやないかというふうに私どもは考えております。

○藤原道子君 重大な問題でござりますから、そぞ簡単には結論出ないと思ひますけれども、とにかく四十三年から検討されておれば、もうそろそろ出てもいいのじやないかというよくな、しろうと考えますが、考えもいたしますので、なるべく早くこれが適正な結論が出ることを期待しております。

そこで今度の法案で「発しんチフス」及び「回帰熱」を検疫伝染病から除いたわけでござります。これで伝染病予防の観点からは問題はないのですか。

○政府委員(村中俊明君) ただいま御指摘されました二つの伝染病につきましては、従来、世界的に局地的な流行がございまして、現在でもあるわざわざいますが、長い経過の中でこれが航空機あるいは船、そういうものによって媒介伝染、よその国に広がつていったというふうなケースが全くないわけでござります。今回WHOの国際衛生規則の改定にしましても、現在あります六つの検疫伝染病を減らすことについて、各国の相当の検疫伝染病を減らすことについて、各國の相当に対する検疫方式につきましては、すでにこれがコンテナの検疫はどのようない方法で実施するのか、それから、わが国に来航するコンテナ船の状況はどうなつてゐるか、また諸外国におけるコンテナ輸送の状況、これらについてお伺いをいたします。

○政府委員(村中俊明君) コンテナ検疫につきましては、コンテナ船による貨物の輸送につきましては、近年国際的に非常にふえてまいりまして、これに対する検疫方式につきましては、すでにヨーロッパ地域では取り入れているわけでござりますが、ただ、ここでコンテナの検疫の実施の方を簡単に申し上げますと、まず積み込まれた荷物がどこから積み込まれたか、これの確認が一点あります。これはどういうのかと申しますと、生産し積み込まれた土地が検疫伝染病に汚染されておりましたが、国際的な慣習から見て、少なくともそれが一たび国内に持ち込まれることがあってはならないということで、国際衛生規則の中にはございません。

○藤原道子君 それから、国際的なコンテナの輸送の情勢はどうかといふ点のお尋ねでございますが、ただいま申し上げました日本向けの北米及び豪州は別といたしまして、アメリカと欧洲航路、それから欧洲——地中海航路、それから欧洲——カナダ航路、これがコンテナ輸送のおもな航路のようでございます。

○政府委員(村中俊明君) それが今後どんどんふえると思うのですね。ですから、これに対する対策は非常に大切だと思いますので、十分な措置を要望しておきたいと思います。

○藤原道子君 そこで、国際衛生規則と国際保健規則との関係について、国際保健規則とはどのようなものについてお伺いしたい。つまり国際衛生規則とはどのようなものになつておるか。それから国際保健規則とは何か。また、この規則と検疫法とはどのような関係にあるのか、お伺いをいたします。

○政府委員(村中俊明君) 今まで第一点であります。これがまず第二点であります。その中で特に国際的な情報、WHOからの情報などで入手しております汚染地域から来たコンテナにつきましては、検疫所長が場所を指定しまして、そこにそ

国際衛生規則は昭和二十六年に発効をいたしました。これは御承知のとおり、WHO——国際保健機構の中にこれを動かしておられます国際保健憲章というものがございまして、これは国際保健機構に加盟しております世界の参加国が条約として批准している憲章でございます。これが現在百三十一の加盟国がございまして、わが国は昭和二十六年にこれに加盟をいたしました。加盟後間もなく、この憲章に基づきまして疾病の国際的蔓延を防止する、そういう目的で衛生的なあるいは検疫上のいろいろな規制をするというのがこのWHOの憲章の中に規定されておりまして、これに基いててただいまの御指摘の国際衛生規則ができ上がつた。この国際衛生規則は、したがいまして、昭和二十七年の十月から効力を持ったわけでござりますが、現在、加盟各國はこれをもとにいたしまして、それぞれ自国の検疫法を運用しているというのが実態でございます。

これが、四十一年の五月に、衛生規則ができるから相當になるので、新しい社会情勢とかあるいは検疫体制の改善、あるいは飛行機、船舶、そういったもの、輸送の変化というものの対応するような国際衛生規則の改定をする必要があるじやないかと、昭和四十二年の五月にこういう意見が出まして、このときに、世界保健機構の事務局長が、一つの案をつくりたいが加盟国から意見がないかという照会を加盟各國にいたした。その加盟国会を設けまして、この中で各国の意見をもとににして一つの案をつくりました。これを各國政府に出して意見を求めたわけでございます。その年の五月に出てまいりましたその各国からの意見をもとにしてWHOの総会で討議をいたしました。いろいろの意見が出てきて、改定には問題点もあるとて検討した意見、あるいは検疫委員会で検討した

国際衛生規則は昭和二十六年に発効をいたしました、これは御承知のとおり、WHO——国際保健機構の中にこれを動かしております国際保健機章といふのがございまして、これは国際保健機構に加盟しております世界の参加国が条約として批准をしております。これが現在百三十一の加盟国がございまして、わが国は昭和二十六年にこれに加盟をいたしました。加盟後間もなく、この憲章に基づきまして疾病の国際的蔓延を防止する、そういう目的で衛生的なあるいは検疫上のいろいろな規制をするというのがこのWHOの憲章の中に規定されておりまして、これに基いていただいまの御指摘の国際衛生規則ができ上がつた。この国際衛生規則は、したがいまして、昭和二十七年の十月から効力を持つたわけでございまが、現在、加盟各団はこれをもとにいたしまして、それぞれ自国の検疫法を運用しているというのが実態でございます。

意見、これらをまとめて最終的に、いま申し上げました昨年の七月のWHO総会で一つの案を採択したわけでございます。これがただいま申し上げております国際保健規則という、国際衛生規則にかわった新しい規則でございます。この規則の内容といたしますところは、先ほど来お話を、従来あります六つの検疫伝染病を二つ減らして四つにするということ、それから、これも御指摘のごとく、いました貨物の輸送の新しい形態に対応するよう、そういういわゆるコンテナ検疫を取り入れるという問題、また、従来なかなか効果をあげることのむずかしい港の衛生管理を一そく強化するという点、あるいは少しまかになりますが、従来、船舶その他の飲料水の検査をきめておりましたが、新しくこれに、たとえば航空機内に持ち込まれる食品、こういったものの検査もできる、するというふうなことが国際保健規則の中で改定として新しく出てまいりました。これらをもとにしまして、昨年の五月、先ほど申し上げました伝染病予防調査会の中に新しく検疫特別部会を設けまして、ここで従来の検疫法と新しくかわった国際保健規則、これとの比較検討をいたしました。国際的な情勢にあわせた検疫法の改正を今年になりましてから諮問をいただきまして、ただいま御提案申し上げておりますような検疫法の改正になつたというふうな段取りになつて、いるわけでございます。基本的には、したがいまして、国際保健規則と現行の検疫法の改定案とは、基本的には同じ内容を持っているわけでございます。

ます昭和四十五年度の予算是、総額で約十二億になつております。なお、ただいま国会に上程しております。検疫施設の整備とか、検疫艇の予算措置あるいは検疫行政に携わる職員の問題等についてお伺いしたい。

○藤原道子君 この予算の内容を伺いたい。特に検疫施設の整備とか、検疫艇の予算措置あるいは検疫行政に携わる職員の問題等についてお伺いしたい。

○政府委員(村中俊明君) 昭和四十四年度の予算の総額は、ただいま申し上げたとおりでござりますが、この十億余りの予算の中で人頭経費が八億六千万、それから施設その他的一般管理的な経費が一億一千七百万、それから事業費として二千百萬、ただいま御指摘のいろいろな検疫方式の改善、そういう改善対策費としては七百万、そのほかに昭和四十四年度では五カ所の出張所の新設を行つてしまして、この費用が約四百万でござります。それから、ただいま御指摘の、たとえば府舎の新設整備あるいは棧橋の新設あるいは検疫艇の整備、こういった検疫所の施設整備費としては合計三千二百五十万、約でございますが、こういいう四十四年度の予算の内容になっております。

○藤原道子君 一三・三%伸びた、十億六千三百九十九万ですか、これが。けれども、大多数は人件費なんですね。それで五カ所の出張所を新しく設けられたと言ふが、その予算は四百万、これでどの程度のものができるんですか。私ども地方へ出てみましても、ずいぶん老朽化した施設がございましほうか。この予算では私はまことに近代的な仕事としては心細い感じがいたしますが、いかがですか。

○政府委員(村中俊明君) ただいま御指摘の出張所につきましては、これは検疫の対策の中で一番規模の小さなものでございまして、あるいは御観察いただいたかとも存じますけれども、事務室と隣の安眠室と、それに付属の施設をつけたという

小限度の出張所としての機能は持っているわけでござります。

ただ、お話をその他の施設について相当老朽しているではないかという点の御指摘でございますが、現在七十九の本所、支所、出張所がござりますが、この中で三十六カ所は合同同舎という形を最近非常にとつてまいっておりますが、ほぼ新しい内容を持った本建築に近いあるいは本建築の施設に改善されてきております。

なお、特に私どもが事務的に判断して、残りの中でどうしてもやりたい、早急に改善したいというのが二十カ所余りますが、これらの点につきましては、今後とも早期に改善するよう、改築するような、そういう努力をいたしたい。実態としては、ほぼ半分が施設の整備ができるおるわけでございます。残りのものについては、古いものがあるということでございます。

○藤原道子君 改善したいといつても、半分以上は古いものですね。私非常に遺憾だと思います。

ここで、検疫行政に携わる職員の労働条件は、かなりきびしい労働でございますが、これらについては私よく知りませんので、労働条件の内容をお伺いしたいと思います。

○政府委員(村中俊明君) 現在七百七十名の職員が配置されているわけでございますが、この職員では、最初にも御指摘のありましたように、どんどん急増しております業務量にはなかなか追いついていけない実態があるわけです。ただ、これらの一の実態に対応いたしまして、先ほど来御意見をいたしております検疫の内容の再検討、方式の再検討、たとえば従来ですと検疫箇地がございまして、それに船をとどめると、その船に検疫艇に乗り込んだ検疫官が出かけていて、乗船して検疫を行なうという型にはまつた方式をとつたいたわら検討でございます。たとえば船自身が汚染地域から来ていないか、あるいは船には医師あるいは衛生担当の専門家がいて、船内の衛生状態が確保されているか、あるいは船内にいる船員、乗客が健康

意見、これらをまとめて最終的に、いま申し上げました昨年の七月のWHO総会で一つの案を採択したわけでございます。これがただいま申し上げております国際保健規則という、国際衛生規則にかわった新しい規則でございます。この規則の内容といたしますところは、先ほど来お話を、従来あります六つの検疫伝染病を二つ減らして四つにするということ、それから、これも御指摘のごとくむずかしい港の衛生管理を一そく強化するという点、あるいは少しまかになりますが、従来、船舶その他の飲料水の検査をきめておりましたが、新しくこれに、たとえば航空機内に持ち込まれる食品、こういったものの検査もできる、するというふうなことが国際保健規則の中で改定として新しく出てまいりました。これらをもとにしまして、昨年の五月、先ほど申し上げました伝染病予防調査会の中に新しく検疫特別部会を設けまして、ここで従来の検疫法と新しくかわった国際保健規則、これとの比較検討をいたしました。国際的な情勢にあわせた検疫法の改正を今年になりましてから諮問をいただきまして、ただいま御提案申し上げておりますような検疫法の改正になつたというふうな段取りになつておるわけでござります。基本的には、したがいまして、国際保健規則と現行の検疫法の改定案とは、基本的には同じ内容を持つておるわけでございます。

ます昭和四十五年度の予算是、総額で約十二億になつております。なお、ただいま国会に上程しております。検疫施設の整備とか、検疫艇の予算措置あるいは御指摘のいろいろな検疫方式の改善、そういう改善策費としては七百万、そのほかに昭和四十四年度では五カ所の出張所の新設を行つてしまして、この費用が約四百万でござります。それから、ただいま御指摘の、たとえば府舎の新設整備あるいは棧橋の新設あるいは検疫艇の整備、こういった検疫所の施設整備費としては合計三千二百五十万、約でござりますが、こういいう四十四年度の予算の内容になつております。

○藤原道子君 一三・三%伸びた、十億六千三百九十九万ですか、これが。けれども、大多数は人件費なんですね。それで五カ所の出張所を新しく設けられたと言ふが、その予算は四百万、これでどの程度のものができるんですか。私ども地方へ出てみましても、ずいぶん老朽化した施設がございましほうか。この予算では私はまことに近代的な仕事としては心細い感じがいたしますが、いかがですか。

○政府委員(村中俊明君) 昭和四十四年度の予算の総額は、ただいま申し上げたとおりでございますが、この十億余りの予算の中で人頭経費が八億六千万、それから施設その他的一般管理的な経費が一億一千七百万、それから事業費として二千百萬、ただいま御指摘のいろいろな検疫方式の改善、そういう改善策費としては七百万、そのほかに昭和四十四年度では五カ所の出張所の新設を行つてしまして、この費用が約四百万でございまます。それから、ただいま御指摘の、たとえば府舎の新設整備あるいは棧橋の新設あるいは検疫艇の整備、こういった検疫所の施設整備費としては合計三千二百五十万、約でござりますが、こういいう四十四年度の予算の内容になつております。

○藤原道子君 一三・三%伸びた、十億六千三百九十九万ですか、これが。けれども、大多数は人件費なんですね。それで五カ所の出張所を新しく設けられたと言ふが、その予算は四百万、これでどの程度のものができるんですか。私ども地方へ出てみましても、ずいぶん老朽化した施設がございましほうか。この予算では私はまことに近代的な仕事としては心細い感じがいたしますが、いかがですか。

○政府委員(村中俊明君) ただいま御指摘の出張所につきましては、これは検疫の対策の中で一番規模の小さなものでございまして、あるいは御視察いただいたかとも存じますけれども、事務室と隣の安眠室と、それに付属の施設をつけたという

小限度の出張所としての機能は持っているわけでござります。

ただ、お話をその他の施設について相当老朽しているではないかという点の御指摘でございますが、現在七十九の本所、支所、出張所がござりますが、この中で三十六カ所は合同同舎という形を最近非常にとつてまいっておりますが、ほぼ新しい内容を持った本建築に近いあるいは本建築の施設に改善されてきております。

なお、特に私どもが事務的に判断して、残りの中でどうしてもやりたい、早急に改善したいというのが二十カ所余りますが、これらの点につきましては、今後とも早期に改善するよう、改築するような、そういう努力をいたしたい。実態としては、ほぼ半分が施設の整備ができるおるわけでございます。残りのものについては、古いものがあるということでございます。

○藤原道子君 改善したいといつても、半分以上は古いものですね。私非常に遺憾だと思います。

ここで、検疫行政に携わる職員の労働条件は、かなりきびしい労働でございますが、これらについては私よく知りませんので、労働条件の内容をお伺いしたいと思います。

○政府委員(村中俊明君) 現在七百七十名の職員が配置されているわけでございますが、この職員では、最初にも御指摘のありましたように、どんどん急増しております業務量にはなかなか追いついていけない実態があるわけです。ただ、これらの一の実態に対応いたしまして、先ほど来御意見をいたしております検疫の内容の再検討、方式の再検討、たとえば従来ですと検疫箇地がございまして、それに船をとどめると、その船に検疫艇に乗り込んだ検疫官が出かけていて、乗船して検疫を行なうという型にはまつた方式をとつたいたわら検討でございます。たとえば船自身が汚染地域から来ていないか、あるいは船には医師あるいは衛生担当の専門家がいて、船内の衛生状態が確保されているか、あるいは船内にいる船員、乗客が健康

六

な状態であるかと、まあ幾つかのこういう条件が整った場合には乗り込まなくても無電で連絡をして、検疫最終的に船が港に着いたときに済ませると、検疫艇に乗っていて錨地で検疫をするという方式を改めるというふうなことも今回の検疫法の中に入れてあるわけでございます。こういうふうな検疫方式の改善をはかりながら、私は少ない検疫職員の労働過重をできるだけカバーしてまいりたいと、こう考えております。

○藤原道子君 とにかくこれだけ仕事量があえてきているときに、七百七十名でやれというほうが無理ですよ。いろいろ無線その他のでやるといつても、それは限度がございます。こういう点で大事な仕事をする人が少ない。だから食品のほうにしても、輸入食品等の抜き取り検査で三%くらいしかできない。これでほんとうに国民の健康が守られるかということをこの前言ったことがござりますけれども、これだって同じなんですよ。大切な問題だから、強く私はもっと人員の要求をいたします。これじゃ、私たち安心していられません。過去十年間、船舶や航空機が非常に激増しているんですよ。もう申し上げるまでもないわけですが。それに対しても、職員の増加が非常に少ない、このことはまことに遺憾でございます。今後努力して職員の増加をしていただき、遗漏なく職責が果たせるようにしてもらいたいのですが、どうですか。要求してもできないのですか。これくらいでやれるんだという考え方でやっていらっしゃるんですが、なかなか人員の確保ということは、各省とも非常にむずかしい問題があるようですが、その点伺いたい。遠慮なしに答弁していただきたい。

○藤原道子君 どうも厚生省は弱いですね。とにかく仕事の内容から申しましても、四名ふやしましたなんて言つていばられたんじやかなわない。もつとこれが増員には力をいたしていただきたいと思います。

そこで、先ほど来、無線検疫方式というようなことを言われましたが、各国の無線検疫方式の導入状況はどうなっているか。

○政府委員(村中俊明君) これは先ほども話の出でおります国際保健規則の前の国際衛生規則の段階でもWHOとしては、勧奨と申しますが、すすめていたわけです。すでにヨーロッパの航路では、たとえば日本から参った、国籍が日本の船であつても、内容は先ほどちょっと申しましたけれども、衛生上に心配がない、検疫伝染病を持ち込む心配がないというふうな条件が整つた場合には、いわゆる無線検疫方式によつて、ほとんど港に着いたときに簡単にチェックするということで検疫を終わつているわけです。昨年の十月からアメリカでもこの無線の方式をとるようになります。したがいまして、私どもいたしましては、国際保健機構ですすめている問題でもありますし、先進諸国がすでに実施している問題でございまので、今回、検疫法の改定に見合いまして無線検疫の方式をわが国でも取り入れたい、こういう趣旨の一部改正を現在いたしたいと考えております。

○藤原道子君 これからわが国ではところとしていらっしゃるんですか、現在はまだついてないわけですか。——そこで、私、今度万博のために外国からの来訪者が非常に増加すると思いますが、これについて遺憾なき防疫体制ができるておりますか。

○政府委員(村中俊明君) 万博の影響を一番強く受けるのは、開催地を中心いたしました、私どもの検疫関係で申し上げますと大阪空港、それがあ

ら大阪港、それから神戸港、この辺が中心になると思ひますが、やはり何と申しましても、大阪空港の国際線の離着陸といふことが検疫上非常に問題かと存じます。これにつきましては、先ほどもちよつと触れましたけれども、昨年三名人員をふやしまして、現在十四名の職員が空港の検疫業務についております。それで四十五年度で予算案の中には二名の増を考えております。これと別に特に万博期間中を限りまして、各検疫所から班を編成いたしまして、これは専門家を含めた一班が三名でございますが、この班を万博期間の三月から九月末までの間開催地に出しまして、ここで臨時の飛行機の検疫を応援するという体制で、これには二百万円余りの臨時的な経費を四十五年度で計上いたしているわけでございます。

ないような準備体制をとっていきたい、こう考えております。

○藤原道子君 私は、どうも大切な仕事がこれだけ仕事量があふえて、そして施設とか、人員等にまことに遺憾な点が多いと思うんです。

そこで、大蔵省見えておりますか——大蔵省は、きちんとやくのひもを縮めるばかりが能じやないと思します。人命に関する問題です。非常に大事な面においてどうも渋いと思います。近代国家として、しかも、経済成長率世界第二位だと誇っている日本の施設、その扱う人員等々を見ますと、非常に貧弱だと思います。厚生省はきっと要求していると思うんです。けれども、きちんとやくのひもが固くて、なかなかゆるめていただけないんじゃないかと私は疑うわけなんです。厚生行政というものは、全部人命に関する面をやっているわけでございますから、人命尊重、国民の健康、こういうものを中心に考えるならば、惜しみなく予算は出してほしいんです。大体このくらいの仕事量があふえて、それを七百七十名でやつているというのでしょうか。こんなばかなことはありませんよ。大蔵省といたしましては、これに対してもお考えはどういうふうに持つていらっしゃるんでしょうか。施設だってけつこう恥ずかしいような施設がありますよ。施設の整備、人員の増加、これらについてひとつ今後よほど思い切った予算が計上されるようには強く要望したいんですけど、お考え聞かしてください。あまり縮めないでください。

○説明員(相原三郎君) 御趣旨のほどは十分拜聴いたしましたが、私の感じといたしましては、検疫のやり方と申しますか、検疫についてどう考えかという点では、三つポイントがあるかと思うのです。

一つは、おっしゃるように、検疫官の量の問題、数がどうとかいう問題、それからもう一つは、あまり議論することは適當かどうか存じませんが、質の問題もあるかと思います。それから最後にやり方の問題、これは検査、監督の場合に常

に三つの問題が検討の対象になると思うのです。そのうちのまず質の問題と申しますが、これにつきましては、本年度の予算、四十五年度の予算案では研修の費用を新たに計上して、何とかして向上をはかりたいということを考えております。それから量につきましては、さっき先生おっしゃいましたように、ここ十年の間で船も飛行機も非常にふえております。これはおっしゃるとおり、検疫に携わる方はたいへんだと思います。ただ、ここでひとつ内容を考えますと、たとえば飛行機が非常にふえたとおっしゃいますけれども、ニューヨークとか、サンフランシスコあるいはロンドン、ペリ、ここから来る飛行機は幾らふえてましても、私はそれが検疫の仕事の上にストレートにはね返るとは思えないので。それから船にいたしましたとしても、私は、船のことはよく知りませんが、最近のタンカーも無線操縦と申しますか、オートメ化された船の場合乗員はそう多くないと思うのです。したがって、物理的に船や飛行機があえだということがストレートに検疫の仕事がふえるということには必ずしもならないのじやないかという気がするわけです。もちろんその量はふえておりますから、その分は負担になることは事実でございますけれども、ただ単に表面的な数だけですが、それが検疫の仕事にかかるてくるということは、ちょっと問題が違うのじやないかと考えるわけです。もう一つは、そのこととも関連して、いろいろな検疫の対象となる病氣の患者数など数年間見ますと、必ずしもふえていない。むしろ、ものによつては減っているものもあるようです。したがって、対象となる船や飛行機はふえて、病気、病人の数はふえていないということを考えますと、先ほど私が申しました、ものを考える場合の三つのポイントと申しますが、三番目の方程式の問題、やり方の問題というものが非常にクローズアップされておるのじやないかといふふうに考えるわけです。

上げると思うのですが、その点につきましては、四十五年度の予算案では、われわれとしては、できるだけの配意をしてきたつもりであります。もちろん不十分だとおっしゃればそのとおりかもしれませんのが、私たちの感じとしては、そういう新しい方式については相当前向きに配慮をしたつもりでございます。したがつて、今後の問題として、さらに船舶はある程度のよきけれども、あまり今までのやり方に乘つて考えないで、全く新しい角度から考える、そういうやり方の面で新しい局面を開いていくということが必要じゃないかと思つておりますが、先生の御趣旨につきましては、さらに厚生省ともよく相談いたしまして検討を進めたいと思っております。

○藤原道子君 それは人員があえ、船があえただけ病人があえたらしいへんです。そうしたら、そんなことでいられたはずもないし、いられるわけもございません。けれども、仕事量がどうしたってあえてくることは明らかでござりますから、そういうことで逃げないようにしてほしい。それから、近代設備等に対してもやはり配慮していくだけあればならないのじゃないか。設備等も相当いかがかと思うようなところがあるわけでござります。こういうことを思うと、私は、やはり企業方面にはわりあいにゆるやかな大蔵省の態度をもう少し厚生行政の上に力をいたしていただきたい、目を向けてほしいということを強くお願いをしたいと思います。私は、ほかの食品関係においても、あるいは薬関係にしても申し上げたいことがたくさんあるけれども、どうも大蔵省が渋るような感じを受けている。何%伸びましたなんでおっしゃるけれども、私は、看護婦のときでも、いつも言うのですけれども、もとが低かったのだから、何%伸びただけでいばつてもらっちゃ困る。そういう点から、せっかく今度検疫法の改正につきまして審議が行なわれておるわけでございますから、今後ひとつ大いに理解をして予算をふやしあほしい。もっとその仕事の内容についての御理解等も深めていただきたいことを強く要望いたし

まして、局長もしっかりとこの問題には対処して、大蔵省も厚生省とよく相談いたしましてと言つて、いらっしゃるのですから、しっかりとやつていただきたいと、いうことを強く希望して私の質問を終わります。

○國務大臣(内田常雄君) 検疫はですね、検疫伝染病に関する専門的な問題でありまして、私もまあ勉強しておりますが、私が申し上げますよりも、専門の医学博士の村中局長が申し上げたほうが、現実に即して實際皆さま方にお答え申し上げることができますと思いまして、実は御遠慮申しておりました。

ただいま藤原先生から検疫の施策につきまして御注意、御激励をいただきまして、厚生省としても非常にありがとうございます。今度の改正は、国際的にこの病気の発生状況なり、あるいは、この検疫の方法なりにつきまして、現況に応じて合理化、近代化された面においてそのWHOの規則が改善され、それを受けて今度国内の法律の改正もすると、こういうようなことでございまますので、そういう国際的な情勢の変化なども十分考慮いたしながら、国民の衛生上の安全を守るということは、強く私どもこれは重視してまいらなければならぬと思うのでございます。大蔵省から相原主計官が来ておりまして、ああいう御答弁がありましたので、今後とも実情に即した施設の充実につきましては、十分大蔵省とも話し合いの上で御期待に沿うように努力していくつもりでございます。ありがとうございます。

○柏原ヤス君 藤原委員の質問と重複をしない点で二点だけお伺いしておきたいと思うんです。

一つは、今度の改正で、検疫のしかたの問題について、衛生的に安全だと判断される船舶については、例の検疫地域ですか、そこに寄らずに港に行けると、こういうことになつておるわけですが、安全と判断をするというその基準はどういうところに置かれるのか、こまかく答えていただきたい。

う判断の基準でござりますが、第一点は、先ほどもちよつと触れましたけれども、その船が検疫伝染病の汚染地域を通ったかどうか、汚染地域から来た船かどうか、この判断が一つあるわけです。それから、第二点は、その船が衛生的に管理をする責任者がいて管理されているかどうか。具体的な例を申しますと、たとえばシップ・ドクターによって船員、乗客の健康状態は毎日チェックしてそれが記録されている、あるいは衛生管理者がいて船の荷物の置き場あるいは調理場、そういったものが衛生的に管理されているかどうか、この点が第二番目に問題になる。それから、第三番目には、いまの問題と若干からんでくるわけでございますが、実際に日本の検疫港に入った場合に、入るときに、乗員の中に健康異常者がいるかどうか、病氣あるいは病氣らしい者がいるかどうかといふことが三番目の問題なんですね。もう一点は、国際的に今度の保健規則でございますが、それに従つて必要な証明書類、たとえば船のネズミの駆除をしている証明書、あるいは船員が行なつている種痘の証明書、あるいは汚染地域から來た場合ですと、コレラの予防接種の証明書、こういった証明書類を持つっているかどうか、そういう、大まかに申し上げますと四点ばかりございますが、これらをチェックして判断する、これが何か国際的な、各国で無線検疫をやつている実情のようでございます。

は、昭和三十七年に七隻の船で四十名のコレラの輕症患者が発見されました。同じくコレラが三十七年に十隻で十六名、それから昨年の韓国コレラに関連いたしまして八名、五隻の船からいざれも菌の見つかった輕症患者が出たわけであります。これが国内に入つて流行したという実態はございませんし、コレラ以外には現在まで検疫伝染病は国内に入つております。

○柏原ヤス君 もう一点は、不幸にして発見できず 국내に入つてきた病名、そして人数、そして、それはいつであったかということをお伺いいたします。

○政府委員(村中俊明君) ただいまコレラの話をいたしましたが、やはり過去十年間で、検疫伝染病で国内で発見された患者の数は、三十八年に一名、それから三十九年に患者が二名、死者が二名、こういう発見がありますが、このうちの三例、三十八年の一例と三十九年の一例について、これは、これは感染が外国で、国内で発病した。それからもう一例は、これは感染経路が不明でございます。こういう状況でございます。

○柏原ヤス君 過去十年間の状態を伺いましたのも、六十四名もの大量のコレラ患者が検疫網にかかりついている、非常におそろしいことだと思うのですね。またさらに、日本の周辺の、特に東南アジアとか、中近東は非常に伝染病がはやっている。そういう点で、コレラの流行状態というものは、過去五年間に大体、総合して患者がどのくらい発生しているのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(村中俊明君) 東南アジアの検疫伝染病の発生状況についてのお尋ねでございますが、ちょっと数字がこまかになりますけれども、簡単に申し上げますと、昭和四十三年に主として東南アジア、インド、ペキスタン、フィリピンでござりますが、約二万九千名のコレラ患者が出ております。その前の年の四十二年はインド、インドネシアでは、四十三年にインドネシアで八十六名、シアその他約二万名出ております。

それからペストでございますが、これは東南アジアでは、四十三年にインドネシアで八十六名、

ビルマで八十四名、ベトナムで八百二十七名、こういう患者の発生がございます。それからその前の年の四十二年にはベトナム、ビルマ、それからブラジルがございますが、合計で約六千名のベストの患者が出ております。  
それから痘瘡、天然痘についてでございますが、これは東南アジア地区の発生はございません。  
それから発しんチフス、これも南アフリカ、エチオピア、こういうところの発生でございまして、合計八千名でございますが、東南アジアでは流行の報告がなかったようでございます。  
なお、回帰熱につきましても、エチオピア、スードン、ナイジニア、こういったところの発生報告は四十三年で約四千名の報告がございました。  
大体以上でございます。

○國務大臣(内田常雄君) いまも局長から御説明申し上げましたように、大体この検疫伝染病、六種類ありますのを、今後はWHOの国際的な規則で二種類落として四種類ということになりました。その四種類について港とかあるいは空港など等、入り口でこれを押えると、こういうことでござりますけれども、東南アジアとかあるいはアフリカの一部等に、今後残される四つの検疫伝染病はまだ相当発生はあるようでございますけれども、しかし、国際的に見ますと、国際的な衛生基準といふものもかなり上がつておりますので、この検疫対象の環境というものが悪くなつてゐる一方だということではないようでございます。それにまた船にいたしましても、飛行機にいたしましても、それから外国から入つてくる対象につきましては、各國がその船、飛行機の衛生管理といいますか、入港などにつきまして、かなり嚴重な資格をきめられておりますので、はなはだ非衛生な船や飛行機といふものはお互いの文明国にはやつて來ないと、こういうような国際的な協力も行なつておられますので、非常にこの種の検疫伝染病の種類といふものの、状況といふものにつきましては、国際的に改善の面はありますけれども、しかしこれは十分その警戒をしないと、国際的にお互いに警戒し合うような伝染病でありまして、国内の伝染病よりもさらにおそろしい伝染病でありますことは間違ひありませんので、私は、いま百七十名の人員で十分だと決して思うものではございません。できる限りこれにつきましても、一 方におきましては検疫業務の合理化、近代化としますことは間違ひありませんので、私は、いま百七十名の人員で十分だと決して思うものではございません。できる限りこれにつきましても、一方におきましては検疫業務の合理化、近代化とか、いまお話をありましたように、無線検疫とか、その他コンテナー等の輸送手段の変動に伴つた施設等も合わせ考えながら施設、人員的に十分な充実を期しまして、国民の皆さま方に御案心を願うるような努力はもちろん今後も続けてまいりたいと思います。

十名がどんな勤務をしているかということです。行つてみますと、検疫官はほとんど休暇を取っていないのですね。自分が休めばその仕事がほかの方へ負担になるということがわかつているから互に休まない。また、三交替制といふものはきちんととはつきりきめられているとうたわれているのに、全然交替制はやられていない。ですから、行ってみますと、もう何かみなくたびれているのですね。検疫の仕事というのは非常に注意力が必要であつて、やはりそうした労働過重で勤務していれば必ずそこに落ち度がある。落ち度がないとすれば仕事をいかげんにして済ましてしまうのじゃないか。確かに、船の中に入つて検疫している様子を見まして、いかげんにやろうと思えばできることもないわけですね。そうしたことがあれば検疫官もいとは思つていなければども、やはり体力には限度がありますから、やむを得ずそういうふうにしてまいる。こういうことを繰り返していくといふものか。その現状を知らないで合理化するとか、近代化するとか、そういうことを言つて、将来のほうで改善していきますからといって、いままでのそうちした面を何とかここで予算をやすなり、また検疫官を募集するなりしてやっていこうという、そういう態度が厚生省にもっともつと私はなればならないと思うのです。あつてほしいと思うのですね。その点いかがでしょうか。

ます。

○渋谷邦彦参閏連して、いまの御説明ですと、ぎりぎりのところで、伝染病が入ってきても水ぎわ作戦でこれを駆除していくというふうに受け取れるのでござりますけれども、御承知のよろ

に、ジャンボジェットがどんどん離着陸するようになると時代になってしまいます。ところが五時間も六時間も、検疫官はそれを待つてなくちゃならぬということになりますね。こうしたところの緊急体制といものがきちんとでき上がりがっているものかどうなのか。いままでの御説明を伺っておりますと、確かに予算だとかいろいろな措置上の問題でそれは問題はありませんようけれども、やはりここに抜本的なそういう面についての新しい課題が出てきているわけがございますので、早急にやはり基本的な姿勢というものを確立する必要があるんじゃないのかと、こう思ふんでございますけれどもね。特にいまのジャンボジェットなんかの問題にからみますか、どうかという、そういううきわめて何と申しますか、端的な御意見も伺っております。ただ、私どもいたしましては、そういう空港あるいは海港、こういったところを通じて出入りする輸送機関から、日本にない、ほとんど日本には発生の見られない、そういう外来の伝染病の侵入といふことはどうしても食いとめなきやならないといふところから、多少ヨーロッパその他とはニヤンスの違うような相手にとってはそう受け取れるような形の検疫の体制もとっていることは事実でござります。ただ、問題は、そういうあうな対応のしかたをいつまでも日本だけに残していくかど

うか

特に、従来経験しなかった大型輸送機が、しかもそれが数時間も運航計画からズレて来た場合に、その間勤務体制をとりっぱなしで待つてはいる。そういう点についての御指摘でございますが、これは私ども非常に困惑いたしまして、実は担当を出しまして羽田の空港でいろいろ協議をいたしました。新聞その他でごらんのとおりの私どもが提案をいたしまして、大型輸送機の運航の時間を守るよう、いろいろ配慮方を強く要望いたしました。不測の事態に疲れて検疫が不十分だったといふことの起きないような手立てをいたしておりますが、このジャンボジェット機、大型輸送機の検疫体制、しかも時間がズレるということについても、今後も、一方ではそういうことのないよう訴えをすると同時に、先ほど来御指摘のございます人員、勤務体制の対応のしかた、これらなどについても検討してまいりたい、こう存じます。

○波谷邦彦君 そうしますと、現体制で十分対応できると、こういうふうに理解してよろしゅうございましょうか。それが一点。

私は、関連ですからもう一つだけ伺っておきたい。あるいは先ほど私聞き漏らしたかも知れませんけれども、質疑応答の中で、諸外国と比較をいたしました場合、現在の検疫官というものの絶対量は多いんですか、少ないんですか。それとも平均をいいているんですか、その辺いかがですか。

○政府委員(村中俊明君) 現在、ジャンボジェット機の運航は臨時の措置のように承知をいたしておりまして、発着のつどあらかじめ連絡があつて、それに対応できるような検疫体制というものをとっているわけでございます。これが定期化するような時期になりますと、先ほど来御指摘のよくな人員の確保の問題が当然出てまいるわけで、そういう点に見合いまして検討いたしたいと、こう存じます。

なが、外国の検疫体制とわが国の検疫体制が数  
その他で一体どうなかと、この点についての御  
指摘でございますが、これはまことに申しわけござ  
いませんが、私ども手持ちの外国の実態につい  
ての資料がございません。ただ、申し上げられま  
すことは、過去相当長い間の実績から見まして、  
現在の七百七十名の検疫職員というものは決して  
これは十分とは申せませんが、この範囲内できり  
ぎりの線で処理をしているということをございま  
す。

○柏原ヤス君 ジャンボのことが出ましたので、  
このことについてまとめて私もお伺いたします  
が、いまはいいとしてもですね、今後七機、八機  
来るというようなことが考えられているようですが  
けれども、これに対して検疫体制というものは  
整っているんでしょうか。

○政府委員(村中俊明君) ジャンボプロジェクトの運  
航につきましては、私どもしろうとなりの判断で  
は、検疫の専門以外のところにもいろいろ問題が  
あるよう、新聞その他で見聞きをいたしております  
まして、これが将来定期便という形で日本の空に  
飛来するというふうな時期になつてしまります  
と、それぞれの関係施設とのからみもございま  
す。検疫体制もそれに対応するような方法をとる  
べきであるし、とる必要がある。現在は試験的な  
運航のよう承知をいたしております。

○柏原ヤス君 先ほど七百七十人の職員の問題で  
いろいろ質問させていただきましたが、もう少し  
それに続いてお聞きたいんです。この七百七十  
人が少ないということに対して、今後努力すると  
こうおっしゃっていて、努力はしているけれども  
確保が困難だ、こういうことを何回もおっしゃづ  
ておりますが、どういう点が困難なんでしょうか。  
か。

○政府委員(村中俊明君) 非常にむずかしいお尋  
ねでございますが、まあ、抽象的な意見になつて  
恐縮でございますけれども、現在、検疫業務の直  
接現場を扱うのは医師あるいはそれに見合った技  
術者ということをございます。この技術者の確保

いろいろのはひとり検疫所の施設のみならず、たとえば各保健所とかあるいは病院とか、そういうところでも不足いたしておりますことは御承知のことおりでございます。そういう背景の中で特殊な勤務の検疫職員を確保するということは、これはやはり実態としてむずかしい。入ってくるけれども、やめて開業するあるいは病院に行って勤務医師になる、あるいは研究するというのが毎月出でます実情でございます。

なお、定数の増ということは、これも国家公務員でございまして、公務員全体の人員の確保といふワクの中に入っておりますので、重要な仕事であるということで私どもも極力努力をしてまいりますが、なかなか確保がむずかしい実態があるということでございます。

○吉田忠三郎君 関連。それは局長、三十六年の閣議決定で次官通達、それがその定員をふやしていくことについての障害になっているんじゃないですか。それはどうなんですか。そういう影響はありませんか。

○政府委員(村中俊明君) 先ほど来、御説明してまいりましたとおり、昨年に比べまして、昨年のもそうでございますが、毎年数名の定員増は見ているわけでありますし、その増加の度合いが非常に低いという点につきましては、あるいは基本的にはただいま御指摘のようなことが影響しているかと存じますけれども、仕事の重要性から考えますと、私は、努力によつて今後増をはかれるものと、こう考えます。

○吉田忠三郎君 まあ、その努力のことはけつこうですがね。私の聞いているのは、定員増について、御承知のように、三十六年に國家公務員等についての定員不補充の方針の閣議決定をしていましたよ。それに基づいて各省は次官通達を出してゐる。これが非常にこの十年も過ぎた今日、定員を補充する場合に一つの災いになつてゐる。大臣、いかがですか。それはそういう影響がないかどうか、いまの問題ね。

それから二つ目は、定員というのは一体何か、

国家公務員の定員といふものが、定員といふもののは、つまりそのそれぞれの省庁の機構がさまざま、その次に行政上なら行政上の仕事の内容がきまり、量がきまつりますよ。それを一人のたゞ一員は國家公務員なら国家公務員、いまの場合は検疫官ですよね。その人の平均した基準、ノルマですな、そういうもので割り出して定員といふものはきめられていかなければならぬし、不足の場合は充足しなければならぬと思う。それが欠けてゐる。欠けているから、あなた方苦労して、いまもいろいろな貴重な意見が出たけれども、努力をしてまいらなければならぬと、こういう言い方をしてゐるわけですね。だから、こういう点はどう考へておられるのですか、大臣。これは閣議の決定ですから大臣答えてください。十年前のことなんですか、これは。

○國務大臣（内田常雄君） 三十六年の閣議決定といふのは、おそらくそれは公務員不補充の申し合せ決定だらうと思いますが……。

○吉田忠三郎君 そう。

○國務大臣（内田常雄君） さらにその後、私などが承知いたしておりますところによりますても、三年間に公務員の定員を5%減らすというよくな、そういう決定も出来ましたので、全体を通じましたときには、公務員の数といふものはなかなかふやしくないということは一面にございますが、しかし他面において、これは昨年でございましたか一昨年でございましたか、国家公務員の定員につきまして各省ごとにきめるのではなくて、総定員できめるというような法律も成立いたしましたので、これはもう厚生省で、かりに病院なりあるいは検疫所でどうしてもふやさなければならぬ場合におきましては、手のあいているほかの省の定員をいわば食つても厚生省にふやせませんで、これがもう厚生省で、かりに病院なりあるいは検疫所でどうしてもふやさなければならぬに、この四十五年度における検疫所の定員につきましては、これは三名か四名かしかふやせませんでしたが、国立病院とか、国立療養所における同じ国家公務員でありますところの、厚生省所属の

やり方といふようなものの進歩、変更といふようなものも一方にあるものでございます。でございましてから、それらが政府の中における一つの判断の資料ともされまして、さきにも大蔵省の相原主計官がここで述べておりましたが、国際的に見ても検疫伝染病の発生状態といふものは、悪化の一途をたどつておらないようですから、なかなか大蔵省も厚生省の言い分を聞きにくくというようなことを言われておりましたが、むしろそういう面の問題もあるらうかと思ひます。

それから、国際的に見ましたら、検疫のことでもあります、私どもが国際的に旅行してみますと、なかなか日本の検疫はきついといふことでおとしかりを受けるわけでござります。ジャンボがこれがまっすぐにアフリカから発進するとか、あるいは東南アジアから発進するといふようなしるものの場合には、これに応じその検疫を集中しなければならないことはもちろんでございますが、その発進地なりあるいは途中の寄航地なりといふものが、この国際的な四種類の検疫伝染病のしうけつ地でないといふような状況もござりますし、さつき私から申しましたように、ジャンボそのもの、あるいはまた、一般の船の文明國に入港する

等における検疫伝染病の発生が心配されない、ような状態のもとにおいては、検疫のあり方につきましても、十年前と違ったような行き方も考えていいがなければならない面もあるのだというような気持も実はあるわけでございます。その辺、繰り返しますが、総合的に判断いたしまして、いまの人員が決して十分じゃありませんので、これは私どもは責任官庁として、必要のある限り大蔵省でも、行政管理厅でも説得をいたしまして、閣議決定がどうであれ、ほかの省の定員でもいま融通でできますので、とつてまいるような努力をもちろん続けるつもりであることを申し上げておきます。

○吉田忠三郎君 関連ですから、もう一回だけで終わりますがね。いまのその大臣のお話を聞いていますとね、非常にその聞こえは前向きで積極的で、しかもその実現というのはかなり可能なよう

な聞こえがする。そんなに調子いいものじやない。大臣、いいですか、鑑定員法が何でつくられておるか。これは去年、そのときにもいろいろ議論しました。当委員会でも当然この問題を扱いましたからね。あなたのところの厚生省だけで特例非常勤というは何人ですか、ここでこういう議論を私はしようと思いません。これはやがて私や

できるもんじやないのです。これはできないのです。だから再検討をしなさい、事務段階では、事務次官としてもこういう問題を提起して勉強していきなさいと、こういうことになつていてるんですね。ところが、大臣というものは一年でやめてしまう、斎藤大臣がやめて、あなたがなつた。あなたも間もなくやめるでしょう。大臣のつとめといふのは何年もやってもらいたいと思いますが、そろはいかない。佐藤内閣とすれば、大体一年ぐらい全部交代してしまう。いいですか。そうするとと、この問題はまたしり切れトンボということになります。ですから、いまの前向きの積極的な厚生大臣の答弁を私は買いますから、厚生大臣からいくつかの機会に閣議でもう一回――十年も前の状態はいまの客観的な諸情勢を見たって合うものじゃない・事、定員に関する限りは。ぜひ洗い直してもらいたいということを強くあなたに要望して、関連ですから終わりたいと思います。どうですか。

国家公務員でありますところの看護婦さんなどにつきましては、約千人くらい実ははふやしていただいているわけでございます。でありますから、私がどうしてもふやさなければならぬ場合には、これはもう厚生省内のやりくりもある程度やれる面があるかどうか再検討して、そしてそこを削つても必要な面に回すということが第一でございますし、あるいはまた、他省の定員に食い込むといふようなことも、これは行政管理室なりあるいは大蔵省主計局なりでも、全体としての判断をされて、私どもの言うことが客観的にこうすべきだということになれば、私は通し得ると思います。でありますから、直接にいまの仰せの閣議決定によって厚生省が幾ら必要があっても抑え込まれてゐるということではない。この検疫伝染病なるものの国際的な情勢、あるいはまたその検疫業務の

際あるいは着陸する際の衛生的なその資格要件と  
いうようなものも別の見地で定められてきておる  
ので、ジャンボに五百人乗ってきてるからこち  
らも人海戦術で五百人にとりついで、そうして從  
来と同じような形での検疫をやるべきかどうかと  
いうような問題もあるだろうと思ひますから、そ  
の辺、私ども十分その國際的な状況なりあるいは  
はこの伝染病の状況などを常に検討し——これ  
はまたWHOから毎日その各地の検疫伝染病の発  
生状況などが国際電報を通じまして厚生省に入っ  
てくるわけであります。あの地でこういう伝染病  
が発生した、この地でこういう状況になつていて  
といふことが毎日その情報がくるものであります  
から、それを私どものほうで各検疫所に通報して  
おるというようなことを実はやつておるわけであ  
ります。そういうことでジャンボの発進地経由地  
りますから、しませんがね。たいへんな数です  
る、いつてみれば臨時夫夫ですよ。しかも、大蔵  
省の主計官のほうを見て、あなた、いろいろ主計  
官のほうに言つていますが、なかなかその予算を  
きめていく場合に、事、人に関する限りは、なか  
なか主計官などは、はいそうですかということに  
ならないのですよ。その根本は、やはりあの三十  
六年の閣議決定、次官通達がこの問題解決の障害  
になつてゐることは間違ひない。そこで、去年こ  
こで議論したときに、関係の大臣が、十年も経つ  
ているんですから、今日もう社会構造が変わって  
いる、いろいろなこの行政についても複雑多岐の  
問題があるし、多様化もしているのですから総經  
済法をつくりましたと。いま、あなたが答えられ  
たようなことで運用できるかというと、なかなか

はむやみにあやすべきではないというところからおやすということはよくないと私は思う。要らなくなつた定員を他省に回すということでありませんで、全体の国家公務員の中から、いま看護婦が足りないのだと、幾ら国立病院、国立療養所を充実しても、あるいはその他の心身障害児などの施設をつくりましても、それが看護婦や医師がないために動かないと、状態ではどうしようもないということと、よその定員をとつてきて厚生省は充実したと、こういうことをやつておるわけでござりますので、したがつて、私は微力でありますけれども、今日、厚生省というのが国民の生活に一番密着する大切な役所でありますので、私などが見ましても、ああいう役所は定員を減らしたり、あるいは欠員があつたらそれをもう欠員のまま切つてしまつて、厚生省へ回してよこせと、こういうような面があることを私も気がついているところがござりますので、ことしの概算要求は私がやるわけでありますから、大いに皆さん方の御支援を受けまして、がんばつてまいりたいと思います。大臣のほうは、これは一年でやめますが、あるいは一年もたないかも知れませんが、私は、もうこれで二十年近く政治家をやっておりまして、大臣やめたとたんに衆議院をやめるつもりもございませんので、厚生大臣経験の衆議院議員といたしまして、厚生大臣在職時代大いに痛感いたしました政治、行政の発展のために皆さま方とともに微力をいたすつもりでおりましたので、これは大臣の在職期間のことだけに限定されないのでお考えをいただきたいと、こういうふうにお願いをいたします。

を審議するということですから、多くを言いませんが、この問題をあらためてあなたといろいろお話をしますがね。ともかく、やめろということをなさいよ、任期中に。そして任期を終わったあたりでは、そんなにお互いにこれはしろうとじあら、任免権を持つていませんから。任期中にやりなさいよ、任期中に。そして任期を終わったあたりでは、あなたがやめてから閣議に出るわけないし、これは政治家としてはおのずからその判断はつくと思うから、任期中にこういう問題を処理していくという努力というものは必要だと思ふんですよ。あなたがやめてから閣議に出るわけないんですよ。あなたがやめてから閣議で十年前にきめたことと、ですから、そういうものを十年たたなれば、一体当時の状況からきめて、いまの全体の客観的な諸事情にマッチするかどうかということを検討してみる、これくらいのことは任期中でなければどうもできませんよ。閣議に出席できないでしょう、閣僚をやめてからは。ですから、前の齋藤厚生大臣だって、あるいは労働大臣だって、あるいは関係省庁の大臣も、ひとつ検討をしてみましょうと、行管の長官にしましてもしかりです。そうして事務的にはどうするかということについては、事務次官クラスでそういう問題をテーマとして出して検討をする。毎回、国会のこれも答弁ですが、それは調べて善処します、これが国会の答弁になっていますな。その程度のこととを言っているんですよ。

情けない。当然新しい検疫所がふえたんだから人をふやさなければならぬのはあたりました。先ほどから問題になつております七十九カ所の検疫所の職員が七百七十名ではとうてい足りないんだけ努力したかということをお聞きしたいわけなんです。

それで、この資料によりますと、十年間にたつた九十八名の増員がなされているわけです。それも三十五年度、三十六年度、三十七年度あたりで三十六名とか十五名とか増員されております。ところが三十九年度、四十年度、四十一年度は全然一名も増員されていない。四十三年、四十四年度の間に、この一年間にたつた三名、こういう過去の実績を見ますと、もう何にも努力なんかしていないんじゃないのか、こういうふうに考えるわけなんだと思いますが、ことはそれじゃこの五名は増員しましたけれども、それ以上の要求はしなかつたのかどうか、それをお聞きいたします。

○政府委員（村中俊明君） いま五名というお話をが出ましたが、もう一名——四名の要求をいたしましたが、もう一名——四名の増員でござります。

○柏原ヤス君 どの点を努力したか、結果がこのようになつたとしても、それでは来年はどういうふうに努力しようとしているか。

○政府委員（村中俊明君） いまの四名は四十五年度の予算要求の人数で、今回の提案されておりまことに新年度予算の中に載つかっている、ふえていく部分でございます。

○藤原道子君 四名しか要求しなかつたのですか。

○國務大臣（内田常雄君） 予算が成立をいたしましたと、これは皆さん御承知のように、厚生省は何十人要求したけれども、大蔵省は何人しか認めなかつたという言い方は全くございませんで、国国会に出しております資料におきましても、予定経費要求書というのは、すなわちそのとおり認められたという形で国会に出しておりますことは御承知られたのとおりでございます。これは私のほうで——ま

あ、内輪の委員会でございますから、何人要求したが決定は四人であったという資料を申し上げますと、今度は予算書に予定経費と違う要求をしておって、この予算書は間違いだ、こういうことに実はなるわけでござりますので、心の中の希望としては四名ではございませんで、もっと多かつたわけでございますが、妥協したところで要求して、そのとおり要求が認められたという形になつておるわけでござります。きょうはたいへんありがとうございましたわけで、厚生省の行政を充実さしていただるために、諸先生から、大蔵省の有力担当官の前でおこなわれましたので、この八月、概算要求をいたしました際には、これはさらにどう決着するかというようなことも十分含みまして、委曲を尽くして、この検疫体制の整備充実が四十六年度に一そう期待されますように微力を尽くしてまいる所存でございます。

ります。そういう意味で若干ではございますが、施設の整備をやつたりあるいは研究費を計上をしながら、細々ながら技術官の気持ちを満たしてもうっているという実情でございます。

○柏原ヤス君 それから、この志望者が少ないと

いう点で、やはり待遇が非常に悪い、こう申し上げて、その点も努力していただきたい。まあ小さい問題ですけれども、検疫所長さんの服装などもすごくみすばらしいわけですね。何か腕のところに金モールかなんかをつけて、船に乗り込んで、相手の船長とつり合いのとれるようなかつこうにしたらどうかしらんと、まあこんな笑い話の問題ですけれども、そんなことさらしてあげられない。ましてや、その他の待遇などは、ほんとうにかわいそうなんじやないか。こういうふうに思いました。そういう点やはり張り合いのある職場にしなければいけないんじゃないか。あそこでじみちに仕事をしていただけた検疫所長さんたちとは、何か野口英世博士が検疫官であったというようなことを唯一の誇りとして心のきさえにしているような感じを持つて帰ったわけなんですが、やはり精神的に出でます。そういう点やり張り合いのある職場にしかねばいけないんじやないか。こういうふうに思いました。そういう点やはり張り合いのある職場に唯一の誇りとして心のきさえにしているような感

○政府委員(村中俊明君) 私自身も、のどから手が出るほどなしたいことをいろいろ御指摘いただきます。今後予算の編成に大いに活用をさせていただきたいと思います。御承知のとおり、検疫官の制服は、一応国が支給をいたしております。なお、四十五年から、今年度から作業をするときの衣服、それから帽子、くつと、一そろいのそういうのも新しい予算で実はつけておるわけで、一挙にはまいりませんけれども、できるだけ国際的なつき合いをするのに似合うような方向に向かっての努力は今後ともしなければならぬと、そう考えております。

○柏原ヤス君 最後に、港湾衛生のことについてお聞きしたいと思います。外国から入港する汚染船舶の進入を防ぐのは当然でありますけれども、

港湾を清潔にしなければならないといふことも非常に大事な点だと思いました。そこで、横浜港を見ますと、海中にごみが非常に多いわけです。こ

うことで、それをお伺いいたします。

○政府委員(村中俊明君) 港湾の衛生管理につい

ては、今回の検疫法の改正の中でも指導監督といふのは、基本的には検疫所長のたてまえになっておる。したがいまして、全般的な港湾管理の管理者は、その港あるいは空港が幾つかの町村にまたがっておりまして、それぞれの町村あるいは指定都市の特別清掃区域に関連してまいりますと、そ

この管理責任者というふうに相当分散されておりまして、あるいは市町村長あるいは知事、あるい

はそこの管理の責任者ということござります。

○柏原ヤス君 そうすると、いまお伺いしている

事実は違うというわけですか。

○政府委員(村中俊明君) ノミは見つかっておりませんけれども、それはペスト菌は持っていないとい

うことです。

○柏原ヤス君 そういうネズミがたくさん倉庫にいたということは御存じなんでしょう。

○政府委員(村中俊明君) 承知をいたしております

現実の問題としましては、それぞれの地区に港湾衛生のための協議会をつくりまして、関係者にそ

こに集まつてもらって、いろいろ問題点を提起し

ながら、それぞれの部署に応じて清掃あるいは汚

物の始末をしてもらうというふうなことを行なっ

ております。しかし、たぶん横浜についても現状

をあるいはごらんいたいたかとも存じますけれ

ども、なかなかまだるっこいということもござい

まして、直接担当官が手を出してやる場合も少な

くないわけであります。たてまえはたてまえとい

たしまして、やはり今後港の衛生的な管理とい

うことが、着岸検疫あるいは無線検疫というふうな

状態に変わってまいりますと、相当高い比重で管

理を強化するということが出てまいるわけでござ

ります。これは法律の改正に基づきまして、約二

千円でございますが、清掃衛生管理費を計上い

たしまして、そういうことの対応策をとつてま

りたい、こう考えております。

○柏原ヤス君 去年、横浜埠頭の倉庫にペストノ

ミを持ったネズミが大量に発生したということで

しまったことは、厚生省は事実を御存じなんで

しょうか。

○政府委員(村中俊明君) ペストの菌を持ったノ

ミがたかるネズミということではなくて、これは

ケオブスネズミと申しますが、從来、ペスト菌が付着すると言わされたそういうネズミ、それからシラミでござりますけれども、これ

は、そういうものを捕獲いたしまして検査いたしましたが、その結果ではペスト菌は出ておりませ

ん。

○柏原ヤス君 そうすると、いまお伺いしている

事実は違うというわけですか。

○政府委員(村中俊明君) ノミは見つかっておりませんけれども、それはペスト菌は持っていないとい

うことです。

○柏原ヤス君 そういうネズミがたくさん倉庫にいたということは御存じなんでしょう。

○政府委員(村中俊明君) 承知をいたしております

現実の問題としましては、それぞの町村あるいは指定都市の特別清掃区域に関連してまいりますと、そ

この管理責任者というふうに相当分散されておりまして、あるいは市町村長あるいは知事、あるい

はそこの管理の責任者ということござります。

○柏原ヤス君 そのネズミ退治はどのようにな

ったか、その経過を話していただきたいと思

ます。

○政府委員(村中俊明君) 検疫課長から説明をさ

していただきます。

○説明員(寅川歩君) 港湾衛生管理の一環とい

うことをやつておりますが、実は、たまたま横浜の某

埠頭におきました、そこに働くております労務者

が何か体がかゆくてしようがない、検疫さんひと

つ調査してみてくれぬかということで調査をして

査をやつておりますが、実は、たまたま横浜の某

埠頭におきました、そこに働くております労務者

が何か体がかゆくてしようがない、検疫さんひと

つ調査してみてくれぬかということで調査をして

査をやつておりますが、実は、たまたま横浜の某

埠頭におきました、そこに働くおります労務者

が何か体がかゆくてしようがない、検疫さんひと

つ調査してみてくれぬかということで調査をして

査をやつておりますが、実は、たまたま横浜の某

埠頭におきました、そこに働くおります労務者

が何か体がかゆくてしようがない、検疫さんひと

つ調査してみてくれぬかということで調査をして

査をやつておりますが、実は、たまたま横浜の某

埠頭におきました、そこに働くおります労務者

が何か体がかゆくてしようがない、検疫さんひと

つ調査してみてくれぬかということで調査をして

かどりか、あるのではないかと、こう思つてお聞かせするわけです。

○説明員(黒川泰君) 御指摘のように、神戸その他の港湾においてもそのような事例がございま

す。

○柏原ヤス君 人手不足、予算不足で予防まで手

が回らないといいうのが現状だと思うのです。この

点について予防対策をどう考えていらっしゃるか、その点お願いいたします。

○説明員(村中俊明君) 港の衛生管理の問題につきましては、先ほどもちょっと触れましたけ

れども、やはり船が入つてくる、船が汚染されるとかどうかという問題もさることながら、船の着

く港自身がきたない状態であつては困る。そこで

今回の国際衛生規則から保健規則に改正になた要

れども、やはり船が入つてくる、船が汚染されるとかどうかという問題もさることながら、船の着

く港自身がきたない状態であつては困る。そこで

今回の国際衛生規則から保健規則に改正になた要

ります。私どもいたしましても、従来の検疫業

の中での、港の衛生管理、港湾の衛生管理とい

うのは予算の上でも若干ふやしましたが、これは大

き柱にすべきであるといいう点の条項が加わってお

ります。

○柏原ヤス君 以上で終わります。

○中沢伊登子君 最後に、私もちょっと二点ほど質問させていただきます。

最近、船がずいぶん大型になつておりますが、この船が一たん港に入つてくるときには指定錨地

というところにとまらなければなりませんが、港から相当離れておりますし、検疫の時間が日没から夜明けまでは中止されるので、せつかく港に近づいてきても、家族を呼び寄せながらも家族との対面ができない、こういうことが問題になつております。これは、船主にとって非常に稼働率がマイナスになる、こういうことで船主のほうからも何とかこれは夜間検疫をやるわけにはいかないか、こういうような希望もあるわけですが、この点についてお答えをいただきたい。

○政府委員(村中俊明君) たてまえとしては、現在、検疫の実施は日の出から日没の間ということになつておりますが、航空機の国際空港につきましては、これはダイヤの関係で特別に設けております。そういうことで基本的に夜間の検疫といふのは従来やつていなかつています。御指摘のような錨地に停留させてそこで検疫する。しかし実際に夜間の検疫を考えます場合に、その港自身が船の運航に夜間がいろいろの点で安全なのかどうかというような問題。もう一点は、小さな検疫艇でございまして、船の間をぬつて錨地にたどり着いて検疫をする検疫官の危険防止といふ問題も間接的にはある。しかし、何と申しましても、夜間の検疫を可能にする一番の要素というのは夜間に勤務できるよな態様を検疫職員の中にいるということ、そういうことで、今後、超過勤務手当のようなことを考えたいと思いますが、先ほど来しばしば御指摘がありましたが、なかなか職員の確保という面から、すばり必要な施設について港湾関係者の方の期待するよなところまでの手を広げるには相当問題があらうと思ひます。今後の検討課題にさせていただきたいと、こう思ひます。

○中沢伊登子君 そうしますと、これは船員と船員家族とのやつぱり何といいますか、人道問題と

いうことにもなつてくるわけですね。そこで、それでは夜間検疫をするような船舶というのはどれくらいあるのですか、一年間に。日没から朝まで

もうできませんね、そうすると、そういうふうなことになる船というのは、太体一年何隻ぐらいあるのですか。

○説明員(東川涉君) 約三分の一が時間外に入つてまいります。

○中沢伊登子君 船が夜間でももし検疫をするとすれば、一隻の船に対しても何人ぐらいでその検疫をやるのか、検疫をやるのにどれぐらいの時間を必要とするか、おわかりでしたら御答弁いただけたい。

○説明員(東川涉君) 原則といたしまして、医師である検疫官一名、それから獣医その他の技術官である検疫官が一名、それと事務的な書類をチェックするための事務官が一名、三人一組でもつて一班を編成をいたしまして、それで臨船検疫をやつております。所要時間でございますが、これは御案内のように、汚染地域を発港した船につきましては、相当時間を要しますし、それから

お尋ねの線に沿いましてできる限りひとつ努めをいたしてみたいと思います。

○中沢伊登子君 それでは、もう一つ問題は、着岸検疫といふのをやるわけですね。この着岸検疫ができるれば、これは自動車くらいでさつと行けます。それが自動車くらいでさつと行けるわけですが、その着岸検疫をいまのところ実施ができているのか、できていないのか。そうして

現在、着岸検疫をやるとすれば、その港はどれく

れども、検疫をするのは国際空港ですね。そうする

と、この空港の職員は七十一名、これは四十四年

度ですけれども、ことしは何人になつたか知りま

せんが、これがどう配属されているか。検疫する

のは国際空港だけなのであるか。それとも岩国と

か板付、奄美大島ですか。検疫港といふようなこ

とにしているようございますけれども、これ

らにも配属されているのか。常時配属されている

のかどうなのかということをちょっとお伺いした

い。それで、東京、大阪、これには何人ぐらいが

配属されているか。それから勤務状態は、三交代

制といわれたけれども、日曜とか祭日とかいうこ

とがあるということになると、七十一名でどうい

うふうな勤務になつてゐるかということを念のた

めにお伺いしたい。

○政府委員(村中俊明君) 現在七十九の検疫所がござりますが、この検疫所は全部空港と港と、いざれも国際線が入る港でござります、それから空港でございます。

それから人員でございますが、羽田の空港五十

名、大阪空港が十四名、板付が三名、それから鹿児島が二名、奄美空港が二名、これはそこに常駐

をいたしております。

うに特に要望したいと思います。

○政府委員(村中俊明君) 根っこになる検疫職員の数の問題もありますけれども、さしあたつて

一一番何といいますか、よい例だと思います。予算

も足りなければ人間も足りない、こういう中で非

常に意欲をもつて無線検疫をやられたらい

いと思います。実は検疫、港湾関係の者からも相当

とあります。私は検疫、港湾関係の者からも相当

とあります。私は、何とか軌道に乗せたいという努力を実はいたしました。しかし、いまの御答弁にもありましたように心

は、何とか軌道に乗せたいという努力を実はいた

したわけでございますが、なかなか実現ができない

思つております。

○國務大臣(内田常雄君) 東京空港などは、三交代を実施をいたしましたが、それが、いま中沢さんのお尋ねは港であります。しかし、

私は、いまのお尋ねを受けましてなるほどと思う

点がござりますので、これはもう空港に限らず、

港についても得る限りそういう体制をとりま

して、そろして船員の方々の利便ばかりではなく

から、今後とも予算要求あるいは人員確保ですね

から、何といいますか、よく例だと思ひます。

○國務大臣(内田常雄君) それで、もう一つ問題は、着岸検疫といふのをやるわけですね。この着岸検疫ができるれば、これは自動車くらいでさつと行けます。それが自動車くらいでさつと行けるわけですが、その着岸検疫をいまのところ実施ができているのか、できていないのか。そうして

現在、着岸検疫をやるとすれば、その港はどれく

れども、検疫をするのは国際空港ですね。そうする

と、この空港の職員は七十一名、これは四十四年

度ですけれども、ことしは何人になつたか知りま

せんが、これがどう配属されているか。検疫する

のは国際空港だけなのであるか。それとも岩国と

か板付、奄美大島ですか。検疫港といふようなこ

とにしているようございますけれども、これ

らにも配属されているのか。常時配属されている

のかどうなのかということをちょっとお伺いした

い。それで、東京、大阪、これには何人ぐらいが

配属されているか。それから勤務状態は、三交代

制といわれたけれども、日曜とか祭日とかいうこ

とがあるということになると、七十一名でどうい

うふうな勤務になつてゐるかということを念のた

めにお伺いしたい。

○政府委員(村中俊明君) 現在七十九の検疫所がござりますが、この検疫所は全部空港と港と、いざれも国際線が入る港でござります、それから空港でございます。

それから人員でございますが、羽田の空港五十

名、大阪空港が十四名、板付が三名、それから鹿

児島が二名、奄美空港が二名、これはそこに常駐

をいたしております。

○中沢伊登子君 そうすると、今度の法律案では

別に問題はございませんけれども、無線検疫が実

現できるようになっています。これは先ほどからい

るいろいろお話をありますように、近代化、合理化の

一一番何といいますか、よい例だと思います。予算

も足りなければ人間も足りない、こういう中で非

常に意欲をもつて無線検疫をやられたらい

いと思います。私は、何とか軌道に乗せたいという努力を実はいたしました。しかし、いまの御答弁にもありましたように心

は、何とか軌道に乗せたいという努力を実はいた

したわけでございますが、なかなか実現ができない

思つております。

○説明員(東川涉君) 約三分の一が時間外に入つてまいります。

○中沢伊登子君 船が夜間でももし検疫をするとすれば、一隻の船に対して何人ぐらいでその検疫をやるのか、検疫をやるのにどれぐらいの時間を必要とするか、おわかりでしたら御答弁いただけたい。

○説明員(東川涉君) 原則といたしまして、医師である検疫官一名、それから獣医その他の技術官である検疫官が一名、それと事務的な書類をチェックするための事務官が一名、三人一組でもつて一班を編成をいたしまして、それで臨船検疫をやつております。所要時間でございますが、これは御案内のように、汚染地域を発港した船につきましては、相当時間を要しますし、それから

お尋ねの線に沿いましてできる限りひとつ努めをいたしてみたいと思います。

○中沢伊登子君 それでは、もう一つ問題は、着岸検疫といふのをやるわけですね。この着岸検疫ができるれば、これは自動車くらいでさつと行けます。それが自動車くらいでさつと行けるわけですが、その着岸検疫をいまのところ実施ができているのか、できていないのか。そうして

現在、着岸検疫をやるとすれば、その港はどれく

れども、検疫をするのは国際空港ですね。そうする

と、この空港の職員は七十一名、これは四十四年

度ですけれども、ことしは何人になつたか知りま

せんが、これがどう配属されているか。検疫する

のは国際空港だけなのであるか。それとも岩国と

か板付、奄美大島ですか。検疫港といふようなこ

とにしているようございますけれども、これ

らにも配属されているのか。常時配属されている

のかどうなのかということをちょっとお伺いした

い。それで、東京、大阪、これには何人ぐらいが

配属されているか。それから勤務状態は、三交代

制といわれたけれども、日曜とか祭日とかいうこ

とがあるということになると、七十一名でどうい

うふうな勤務になつてゐるかということを念のた

めにお伺いしたい。

○政府委員(村中俊明君) 現在七十九の検疫所がござりますが、この検疫所は全部空港と港と、いざれも国際線が入る港でござります、それから空港でございます。

それから人員でございますが、羽田の空港五十

名、大阪空港が十四名、板付が三名、それから鹿

児島が二名、奄美空港が二名、これはそこに常駐

をいたしております。

○藤原道子君 勤務体制はどういうふうになつてありますか。

○説明員(寒川歩君) このうちの東京国際空港につきましては、深夜便もございますことでござりますし、なるだけ制限はしておりますが、一応おぞ番、早番、深夜勤というふうないわゆる三交代、変則三交代でございますけれども、そういうような体制で、當時検疫ができるような体制をしております。それから大阪につきましては、夜間をいま入港制限やつておりますので、夜間便がほとんどございません。したがいまして、大体十一時ごろまで勤務できるような体制にしております。それから鹿児島、奄美等につきましては、これは便数が非常に少なうございます。したがいまして、二名でもつて十分やつております。板付が三名で、若干足りないぎみでございますけれども、これも便数がまた少なうございますので、何とかやつてあるといふような状況でござります。

○渡谷邦彦君 大臣に最後に一つ御要望申し上げたいのですが、先ほど大臣の御答弁の中で、日本の検疫は非常にきびし過ぎるという問題、確かに私どももそれは知っております。まあ、日本かアメリカか、こう言われております。これも、よくよく考えてみると、先ほど来からこの質疑応答の中にございましたように、エキスパートが非常に少ない、それから勤務体制が云々と、こういう問題にやはり起因するところが非常に大きいのはあるまいか、こう思います。それは非常に前向きに努力してください、こういうことでございますから御期待申し上げるのであります。願わくは外国の旅客に対して、そのきびしいために不愉快な思いをかけない、これだけは十分なひとつ御配慮をいただきたい。これだけを最後に御要望申し上げておきたい。

○國務大臣(内田常雄君) いま渡谷委員がおっしゃられたようなこととの風当たりが、実は私どもにもまるでござります。正直に白状いたしまして、私は全くその方面はしるうでございま

すので、この検疫が、さつきもちょっと触れましたようなことばで人海戦術的な、きつくすればそれがいいのだということでもなさそで、その辺は合理化、近代化をして、また、伝染病といつても四種類になるわけでございますが、それらに関する国際情報などもキャッチしておれば、これは

病気の心配のない健康な乗客であるとか、あるいはまたそういう路線に関する検疫のあり方について、また考えなければならない点もあるというふうな実は気がいたしておるわけございまして、渡谷先生からもそういう御注意がございますので、これはぜひひとつここに検疫課長もおります、関係の局長もおりますので、ともども聞かしていただきまして、今後十分にして、しかも相手に不愉快を与えないような方法をとつてまいりべきだと考えて努力をいたします。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後三時五十二分散会

長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日はこれにて散会いたします。

四月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国家試験制度の確立に関する請願(第一二七三号)

一、高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請願(第一三〇二号)(第一三〇八号)(第一三一三号)(第一三一四四号)(第一三四四五号)(第一三一三号)(第一三一四四号)(第一三一五号)(第一三一六号)

一、療術の開業制度復活に関する請願(第一三四四号)(第一三六五号)(第一三九二号)

(第一四〇一号)

一、労働者災害補償保険法改正に関する請願(第一三三五号)(第一三四二号)(第一三六一号)(第一四〇四号)(第一四〇八号)

一、日雇健康保険の改悪反対等に関する請願(第一三三六号)(第一三四四号)(第一三六〇号)(第一四〇三号)(第一四〇七号)

一、精神障害手帳交付に関する請願(第一三二七号)

一、労働者災害補償保険法改正に関する請願(第一三三五号)(第一三四二号)(第一三六一号)(第一四〇四号)(第一四〇八号)

一、日雇健康保険の改悪反対等に関する請願(第一三三六号)(第一三四四号)(第一三六〇号)(第一四〇三号)(第一四〇七号)

一、精神障害手帳交付に関する請願(第一三二七号)

一、山村へき地の医療保健対策強化に関する請願(第一三五二号)(第一三九三号)(第一三九四号)

一、せき體損傷者に対する最下限補償給付額引上げ等に関する請願(第一三六三号)

一、心臓病児に対する医療対策等に関する請願(第一三八二号)(第一三八三号)

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。

〔賛成者挙手〕

よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員

第一二七三号 昭和四十五年三月二十日受理  
栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び國家試験制度の確立に関する請願  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 野大一  
請願者 労津山支部内 森昌道外三百五名  
請願者 矢山 有作君  
紹介議員 矢山 有作君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 塩見 淳二君  
請願者 岡山県津山市川崎一、七五六全医  
高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請  
願(第一三〇二号) 昭和四十五年三月二十三日受理  
請願者 高知市丸ノ内県庁予防課内社団法  
人日本栄養士会高知県支部内 示

紹介議員 木村龍八郎君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三二二号 昭和四十五年三月二十四日受理 高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請願 請願者 岡山市西大寺六七五 駒坂忠一外 紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三二八号 昭和四十五年三月二十四日受理 高卒一年の准看護婦養成計画の中止等に関する請願 請願者 京都市左京区田中上玄京町四三 小川金藏外三千五百五十九名 紹介議員 大橋 和孝君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三〇四号 昭和四十五年三月二十三日受理 療術の開業制度復活に関する請願(二通) 請願者 広島県福山市水呑町山ノ神一、四 八五ノ四 来山近士外一名 紹介議員 重政 康徳君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三〇四号 昭和四十五年三月二十四日受理 療術の開業制度復活に関する請願(二通) 請願者 広島県福山市水呑町山ノ神一、四 八五ノ四 来山近士外一名 紹介議員 中津井 真君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三〇四号 昭和四十五年三月二十五日受理 療術の開業制度復活に関する請願(二通) 請願者 大阪市東区瓦町一ノ二九 亀井康 紹介議員 亀田 得治君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三一三号 昭和四十五年三月二十四日受理 療術の開業制度復活に関する請願 請願者 大阪市東区瓦町一ノ二九 亀井康 紹介議員 亀田 得治君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三一九号 昭和四十五年三月二十四日受理 療術の開業制度復活に関する請願 請願者 佐賀県西松浦郡有田町五区 松尾 秀一 紹介議員 鍋島 直紹君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三四三号 昭和四十五年三月二十四日受理 療術の開業制度復活に関する請願 請願者 東京都中野区中央四ノ四七ノ一〇 紹介議員 大橋 和孝君 この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。
第一三四四号 昭和四十五年三月二十四日受理 療術の開業制度復活に関する請願(二通) 請願者 東京都品川区南品川五ノ一三ノ一 一 松本茂外一名 紹介議員 阿具根 登君 この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。
第一三四五号 昭和四十五年三月二十四日受理 療術の開業制度復活に関する請願(二通) 請願者 広島県吳市宮原通七ノ五二 西藤 健太郎外一名 紹介議員 中津井 真君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三四六号 昭和四十五年三月二十五日受理 療術の開業制度復活に関する請願(二通) 請願者 大阪市阿倍野区阪南町二ノ一八ノ 二 山本進子 紹介議員 追水 久常君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三四六号 昭和四十五年三月二十五日受理 療術の開業制度復活に関する請願(二通) 請願者 東京都台東区千束四ノ九ノ六 内 海續外一名 紹介議員 田中 一君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三四七号 昭和四十五年三月二十五日受理 労働者災害補償保険法改正に関する請願 請願者 東京都文京区千石一ノ一二ノ一 鈴木仁 紹介議員 田中 一君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三四八号 昭和四十五年三月二十六日受理 労働者災害補償保険法改正に関する請願 請願者 東京都文京区千駄木三ノ四二ノ三 大谷秀夫 紹介議員 田中 一君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三四九号 昭和四十五年三月二十六日受理 療術の開業制度復活に関する請願 請願者 宮崎県延岡市高千穂通 木村佐市 秀一 紹介議員 鍋島 直紹君 この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
紹介議員 平島 敏夫君 この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。
第一四〇二号 昭和四十五年三月二十六日受理 療術の開業制度復活に関する請願 請願者 新潟市旭町二丁目 川上萃藏 紹介議員 阿具根 登君 この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。
第一四〇三号 昭和四十五年三月二十六日受理 日雇健康保険の改悪反対等に関する請願 請願者 東京都新宿区戸山町戸山ハイツ 号地A 兵頭茂樹外十名 紹介議員 田中 一君 この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。
第一四〇七号 昭和四十五年三月二十六日受理 日雇健康保険の改悪反対等に関する請願 請願者 愛媛県北宇和郡吉田町全建総連南 予支部内 兵頭茂樹外十名 紹介議員 田中 一君 この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。
紹介議員 吉田忠三郎君 この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一三二七号 昭和四十五年三月二十四日受理  
精薄者手帳交付に関する請願  
請願者 岩手県江刺市岩谷堂字五位塚一

紹介議員 鈴木 力君  
三 菊地誠二外五十一名

この請願の趣旨は、第一二〇七号と同じである。

第一三五一号 昭和四十五年三月二十五日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
紹介議員 小枝 一雄君

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
西栗倉村長 白島貞美外十名

山村へき地の医療保健対策強化するよう、左記  
紹介議員 小枝 一雄君

山村へき地の医療保健対策強化するよう、左記  
事項の実施を図られたい。

山村へき地の医療保健対策につき至急に根本的  
な経費を、昭和四十六年度予算案に計上するこ  
と。

紹介議員 二木 謙吾君  
○ 小田要外二十六名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一三九四号 昭和四十五年三月二十六日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 岡山県苦田郡奥津町羽出九一三

紹介議員 小枝 一雄君  
伊丹哲男外二十四名

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一三六二号 昭和四十五年三月二十五日受理  
せき臓損傷者に対し労災法による最低補償給付額  
引上げ等に関する請願  
請願者 山口県小野田市南中川山口労災病院  
院内全国脊損患者療友会山口労災

支部内 田村和雄外五十四名

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第一三六三号 昭和四十五年三月二十五日受理  
労働災害以外によるせき臓損傷障害者対策確立に  
関する請願  
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第一三八二号 昭和四十五年三月二十六日受理  
心臓病児者に対する医療対策等に関する請願  
請願者 群馬県桐生市仲町三ノ一三ノ四

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一三八三号 昭和四十五年三月二十六日受理  
心臓病児者に対する医療対策等に関する請願  
請願者 東京都渋谷区笹塚三ノ四五ノ四

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一三九三号 昭和四十五年三月二十六日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 山口県豊浦郡豊田町大字槽原二一

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一三九三号 昭和四十五年三月二十六日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 牧エミ子外五十九名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一三九三号 昭和四十五年三月二十六日受理  
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願  
請願者 紹介議員 玉置 盛夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

四月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、最低賃金法案(衆)  
一、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(衆)

最低賃金法案  
最低賃金法  
(目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十八条第二項の規定に基づき、労働者の最低賃金に関する事項を定めることを目的とする。  
(最低賃金額の決定の基準)

第二条 最低賃金額は、必要生計費(労働者が人たるに値する生活を確保するために必要な諸品目及びその数量を基礎として算出された経費をいう。以下同じ。)一般賃金水準との他の事情を考慮して定めなければならない。

(全国一律最低賃金額の決定)

第三条 すべての労働者の最低賃金額は、中央最低賃金委員会が決定する。

2 前項の最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経験等を基準として定められる賃金であつて、中央最低賃金委員会規則で定めるものをいう。(以下同じ。)が月、週、日又は時間によつて定められている労働立について、それぞれ月、週、日又は時間によつて定めるものとする。

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。  
(除外される賃金等)

二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日ににおける所定労働時間をこえる時間の労働に對する賃金及び労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金(前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。)の支払を受けた場合において、その他の賃金のうちに基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の適用についてその者の賃

金額を算定するには、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。

(全国一律最低賃金額の改正)

第七条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委

場合)

第四条 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は一時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められている労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ月、週日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数で除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められているものとみなす。

(出来高払制等の場合)

第五条 出来高払制その他の請負制で使用される労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金

二 定する賃金

二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日ににおける所定労働時間をこえる時間の労働に對する賃金及び労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金(前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。)の支払を受けた場合において、その他の賃金のうちに基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の適用についてその者の賃

金額を算定するには、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。

(全国一律最低賃金額の改正)

第七条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委



ながら適正な決定に到達するよう努めるものとする。

(必要生計費等の調査及び公表)

中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に一回、必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

(権限)

第十七条 第九条及び第十一条に規定する中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事業及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業で中央最低賃金委員会規則の定めるところにより指定するものについては、中央最低賃金委員会が全国的に関連があると認めて中央最低賃金委員会規則の定めるところにより指定するものについては、中央最低賃金委員会が行なう。

(規則制定権)

第十八条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるものほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に關し必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。(最低賃金法の廃止)

2 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)は、廃止する。(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。  
第十三条前段中「この法律」の下に「最低賃金法(昭和四十五年法律第二百三十七号)」を含む。以下

この条、第九十八条第一項、第一百条、第一百条の二、第一百五条の二、第一百六条第一項、第一百十一条、第二百十二条及び第二百十三条において同じ。」

条、第二百十二条から第三十一条までを次のように改める。

第二十七条 削除

(最低賃金)

第二十八条 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、最低賃金法第九条の規定による最低賃金に別段の定めがある場合を除き、次の場合においては、この限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位な者について、行政官庁の認定を受けた場合  
二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合  
三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に関しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)  
第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)  
第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第三十条及び第三十一条 削除

第百十四条中「第二十六条」の下に「第二十一条第一項」を加える。

第一百九条第一号中「第二十二条第三項」の下に、「第二十八条第一項」を加える。

第六条に改める。

(從前の行為に対する罰則の適用)  
第百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十一条」に改める。

(從前の行為に対する罰則の適用)  
第百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十一条」に改める。

この法律の施行前にした附則第二項の規定に

よる廃止前の最低賃金法の規定に違反する行為及び附則第三項の規定による改正前の労働基準法第二十七条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(國家公務員の給与についての立法措置)

労働基準法第二十八条の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与についての措置が講ぜられなければならない。

は、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

(国会職員法の一部改正)

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第二百三十七号)」に改める。

五年法律第二百三十七号」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第六条第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第二百三十七号)」に改める。

第五十九条を次のように改める。

(最低報酬)  
(船員法の一部改正)

船員法(昭和二十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号を次のように改める。

第二十五条第一項第四号の二及び第四十条第

二項第十三号の二を削る。

第二十一条、第二百六十二条第一項、第二百六

二項、第二百六十三条第一項において同じ。」

第二百六十二条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

第五十七条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

第二百六十二条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

第四条第一項第二十三号を次のように改める。

第二十五条第一項第四号の二及び第四十条第

二項第十三号の二を削る。

第二十一条、第二百六十二条第一項、第二百六

二項、第二百六十三条第一項において同じ。」

第二百六十二条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

第五十七条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

第二百六十二条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

第四条第一項第二十三号を次のように改める。

第二十五条第一項第四号の二及び第四十条第

二項第十三号の二を削る。

第二十一条、第二百六十二条第一項、第二百六

二項、第二百六十三条第一項において同じ。」

第二百六十二条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

第五十七条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

第二百六十二条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削る。

の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第十一条」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三百三十七号)第九条」に、「中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長」を「中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会」に改め、同項後段を削る。

(地方公務員法の一部改正)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改訂する。

第五十八条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三百三十七号)」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の一部を次のように改訂する。

第一百八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三百三十七号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第九号中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三百三十七号)」に改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改訂する。

第一条第一項中「五十万六千五百七十一人」を

「五十万六千八百五十一人」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約八億三千万円の見込みである。

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業に主としてその生計を依存している労働者の常時雇用を促進するため必要な措置を講じ、もつてこれらの労働者の生活の安定を図るとともに国有林野事業における労働力の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)

第二条に規定する国有林野の管理經營の事業及び国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

2 この法律において「国有林労働者」とは、国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員をいう。

(常時雇用)

第三条 国は、国有林労働者(常時雇用される者を除く。)として前年度及び前前年度においてそれが継続して六箇月以上雇用された者又は前年度において継続して十二箇月雇用された者については、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならない。ただし、当該労働者が国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第三十八条の規定に該当する場合及び心身の故障のため国有林野事業に従事するのに適しないと認められる場合は、この限りではない。

(事業量の増大等)

第四条 国は、前条の規定によつて雇用する国有林労働者が一年を通じて労働することができるようにするため、できる限り、新規国有林野事業の開拓、国有林野事業の民間委託による実施の廃止等の措置により国が直接実施する国有林野事業の事業量の増大を図るとともに、国有林野事業の実施については、年間を通じての各月の作業量がおおむね平均するように計画してこられを行なわなければならない。

(再雇用)

第五条 国は、前年度において離職して六箇月以上国有林労働者(常時雇用される者を除く。)として雇用した者で第三条の規定により常時雇用する国有林労働者とならなかつたものについては、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者以外の国有林労働者として雇用するよう努めなければならぬ。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

(特別休業手当)

第六条 国は、降雪又は積雪により休業する場合においては、その休業期間中当該常時雇用する国有林労働者に対して、給与準則の定めるところにより、その平均賃金(第七条の規定により読み替えた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金をいう。)の百分の六十以上の手当を支払わなければならぬ。

(平均賃金等の計算の特例)

第七条 常時雇用する国有林労働者に対する労働基準法及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の適用については、労働基準法第十二条第三項第三号中「使用者の責に帰すべき事由」とあるのは「使用者の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪」と、国家公務員災害補償法第四条第三項第三号中「国の責に帰すべき事由」とあるのは「国の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪による休業」とする。

(附則)

この法律は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約一億一千円、平年度約五億二千万円の見込みである。

昭和四十五年四月十七日印刷

昭和四十五年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局